

「【クレサラ事件処理研修会】第1回自己破産と個人再生の現状について」  
の参加報告

平成29年9月5日（火）、弁護士田代において、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会主催の「【クレサラ事件処理研修会】第1回自己破産と個人再生の現状について」に参加して参りました。

本研修会では、東京地方裁判所民事第20部（破産・再生部）の裁判官藤原典子判事が講師となり、個人自己破産事件及び個人再生事件の事件数の推移、それぞれの手続の申立て及び申立後の手続の留意点等を講義頂きました。

東京地方裁判所では、過去に大量の破産申立て事件・再生申立て事件を受け付けてきた関係で、他の裁判所に比べて、簡易迅速で特殊な運営をしています。当事務所も東京地方裁判所での破産申立て、民事再生申立てを多く取り扱っている関係上、東京地方裁判所民事20部の裁判官本人から実務上の留意点を拝聴することができ、自身の更なる糧となりました。

今後とも自身の業務の糧となるような講座に出席し、更なる見識を深めて、適正かつ円滑な業務遂行に役立てて参ります。

以上